

臨床遺伝専門医の資格取得まで

日本人類遺伝学会 または 日本遺伝カウンセリング学会
のどちらかに入会する

認定研修施設に在籍している

Yes

No

施設内の**指導責任医**に指導を依頼

対面指導可能な**臨床遺伝指導医**を選ぶ

研修開始の手続

研修開始の手続

- ①臨床遺伝専門医研修開始届
- ②指導医受入証明書
- ③手数料5,000円振込証の写し
- ④学会費振込証の写し

3年間以上の研修

3年間以上の研修

以下の条件を満たす

- ①遺伝医療20症例の経験
・リストを提出。うち5症例については要約も提出
- ②論文または学会発表
・臨床遺伝関連の論文または総説2編以上(研修期間外の論文も可)。臨床遺伝関連学会における発表2回で論文1編に代える事が可能(共同演者を含む)。
- ③学会への出席
・3年間の研修中に、日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会へ少なくとも1回出席
- ④基本領域の専門医(認定医)資格取得

以下の条件を満たす

- ①遺伝医療20症例の経験(左項参照)
- ②論文または学会発表(左項参照)
- ③学会への出席(左項参照)
- ④基本領域の専門医(認定医)資格取得
- ⑤セミナーへの出席
・**遺伝医学セミナー**または**遺伝カウンセリングセミナー**に出席し、遺伝カウンセリング・ロールプレイなどの研修プログラムに参加し、かつ、30単位以上を取得。

受験資格を得る

専門医試験願書提出(受験料30,000円)

受験

不合格

合格

専門医認定証交付申請(手数料10,000円)

認定証交付